

液化石油ガス保安技術
 三種化学液石講習テキスト 第 3 次改訂版
 (平成 24 年 12 月 12 日発行)

【 正誤表 】

次のように誤りなどがございましたので、お詫びして訂正致します。
 訂正箇所は、傍線で示しております。訂正の上、ご使用下さい。

頁	訂正箇所	正	誤
P5	上から 9 行目	アボガドロ <u>定数</u>	アボガドロ数
P21	上から 14 行目	液石則	液石則*
P21	上から 16 行目	という。)を主成分	という。)を混合したものを主成分
P21	上から 16 行目	(混合・単体を問わない。)	(混合・単体を問わない。**)
P21	上から 17 行目	定義している*。	定義している。
P21	上から 19 行目	液石法**では、	液石法***では、
P21	脚注*	* 「『 <u>C₃ガス又はC₄ガスを主成分とする液化石油ガス</u> 』とは、 <u>C₃ガス又はC₄ガスを含む液化石油ガスであって常用の温度における重量比でC₃ガス又はC₄ガス(混合・単体を問わない。)</u> が他のいずれの種類に属するガスより小さくないものをいう。」と定められている。通達、平成 19 年 7 月 1 日付平成 19.06.18 原院第 2 号「 <u>高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)</u> 」の「(3)液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について」第 1 条関係を参照。	* 「通達、平成 19 年 7 月 1 日付平成 19.06.18 原院第 2 号「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)」参照。
P21	脚注**	脚注**を削除。	** <u>高圧法液石則では、C₃またはC₄を主成分としたものを取扱う場合は、混合・単体を問わず液石則を適用することができるが、C₃またはC₄が99%以上のもののみ取扱う場合は、一般高圧ガス保安規則適用となる。</u>
P21	脚注***	** 液石法第 2 条・・・(以下省略)	*** 液石法第 2 条・・・(以下省略)
P29		図 1.13 プロパン、ブタンの液密度 図 1.14 プロパン、ブタンの液比体積	図 1.13 プロパン、 <u>n</u> -ブタンの液密度 図 1.14 プロパン、 <u>n</u> -ブタンの液比体積
P51	下から 8 行目	式(1.22)より、	式(1.16)より、

頁	訂正箇所	正	誤
P144	上から 2 行目	大型容器	大形容器
P161	上から 5 行目	除去を行う <u>う</u> ことが	除去を行 <u>こ</u> ことが
P181	表 5.6 「対策処置」欄の 下から 10 行目	手回しして <u>み</u> て	手回しして <u>見</u> て
P213	脚注*	ト <u>ラ</u> ンクオープナ	ト <u>ン</u> ラクオープナ
P220	上から 1 行目	(3)集合 <u>装</u> 置によるガス発生設備	(3)集合 <u>設</u> 備によるガス発生設備
P230	上から 5 行目	<u>気</u> 化ガスの温度が所定の	<u>熱</u> 媒体の温度が所定の
P234	上から 1 行目	7.4.5 蒸発 <u>器</u> の取扱い上の注意	7.4.5 蒸発 <u>体</u> の取扱い上の注意
P247	下から 5 行目	ふた付き <u>プ</u> ロテクタ	ふた付き <u>プ</u> テロクタ
P274	上から 4 行目	(e) 液 <u>送</u> ポンプ	(e) 液 <u>相</u> ポンプ
P275	上から 10 行目	vi) 液 <u>送</u> ポンプまたは圧縮機	vi) 液 <u>相</u> ポンプまたは圧縮機
P314	表 9.8 項目「緊急遮断弁」の点 検箇所「開閉状態」の「限 界値（基準値，許容範囲） －運転時」について	<u>開</u> のこと	<u>同</u> 左
P315	表 9.9 項目「緊急遮断弁」の点 検箇所「開閉状態」の「限 界値（基準値，許容範囲） －運転時」について	<u>開</u> のこと	<u>同</u> 左
P318	表 9.11 (注)	2) 液 <u>送</u> ポンプ、圧縮機などの…	2) 液 <u>相</u> ポンプ、圧縮機などの…
P326	上から 2 行目	圧縮機または液 <u>送</u> ポンプにより	圧縮機または液 <u>相</u> ポンプにより
P357	索引 カ	完全燃焼…………… <u>46</u>	完全燃焼…………… <u>56</u>